

令和８年度における松戸市の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条の規定に基づき、以下のとおり、令和元年度における松戸市の障害者就労施設等からの調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

１ 用語の意義

この調達方針において使用する用語の意義は、障害者優先調達推進法の例による。

２ 適用範囲

調達方針は、本市の全ての部局が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

３ 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に規定する以下の施設等

ア 就労継続支援事業所（Ａ型、Ｂ型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者の地域における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。）に定める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を多数雇用する事業所として、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成２５年政令第２２号）で定める以下の事業所

ア 障害者雇用促進法に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

① 障害者の雇用者数が５人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 本年度の調達目標

令和8年度の物品等の調達目標額は、33,900,000円とする。

5 調達の対象品目

市が調達する物品等は、以下のとおりとする。以下に記載のないものであっても、特に対象を限定することなく、調達の推進を図るものとする。

物品	食料品、花苗、普及啓発用物品、記念品など
役務	清掃業務、除草作業業務、自転車駐車場管理業務、封入作業業務など

6 調達の推進方法

(1) 障害福祉課は、障害者就労施設等から提供可能な物品等について、各所属に対し情報提供を行う。また、部長会議等の庁内会議等を通じて、情報の共有と全庁的な取組みの推進に努める。

(2) 各所属は、前項により提供された情報等に基づき、予算の適切な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの調達を積極的に推進する。

(3) 各所属は、障害者就労施設等への発注に当たっては、当該施設等の提供能力を勘案し、納期、納入条件等に配慮するものとする。

7 調達実績の報告、取りまとめ及び公表

(1) 各所属は、会計年度終了後、速やかに障害福祉課に対し、前年度の障害者就労施設等の調達実績を報告する。

(2) 障害福祉課は、前項による各所属からの報告を取りまとめ、その概要を松戸市ホームページ等により公表する。